

販売期間

平成27年10月1日[木] ~ 平成28年2月1日[月]

- ■お預け入れ金額/10万円以上1,000万円以内
 - ・お客さまお一人、一企業あたり3,000万円まで
 - ・新規預入および満期金預け替えを対象
- ■お預け入れ期間/1年
- ■対象/個人(個人事業主含む) および法人のお客さま ■募集総額/260億円
- ■金利/預入時のスーパー定期または大口定期各1年ものの店頭表示金利の3倍
- ※金利環境等諸般の事情および募集総額に達した場合は、期間中でもお取扱いを中止することがございます。
- ※原則中途解約はできません。満期前に解約なさる場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
 - なお、大口定期につきましては、金利環境の変化等により適用となる中途解約利率が「0%」となる場合がございます。



「金利上乗せ定期預金"えんまん -縁満"」

		平成 27 年 10 月 1 日制定
1. 商 品 名	金利上乗せ定期預金	
	【大口定期】	【スーパー定期】
2. 預 入 対 象	個人(個人事業主含む)および法人	
3. 販 売 期 間	平成 27 年 10 月 1 日(木) ~ 平成 28 年 2 月 1 日(月) 期間限定商品	
4. 預 入 期 間	1 年(元金·元利金自動継続) 	
5. 預 入(受 入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入限度額	- 一括預入 - 1,000万円 - お客さまお一人、1 企業あたり3,000万円まで	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1 円単位 ・お客さまお一人、1 企業あたり3,000万円まで
6. 払戻(受取)方法	満期日以後に一括して支払います。	
7. 利 息		
(1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	・期間中の預入時「大口定期」の店頭表示金利の3.0倍を適用します。 ただし、自動継続後の利率は、継続日における「大口定期」の店頭表示利率とします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算になります。	・300万円未満と300万円以上の2段階の金額階層別金利設定を行い、期間中各々の預入時「スーパー定期」の店頭表示利率の3.0倍を適用します。ただし、自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」の店頭表示利率とします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算になります。
8. 税 金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税になります。	
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の中途解約 利率により計算した利息とともに支払います。(小数点第3位 以下切捨て) ①預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合 A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率 – 約定利率×30% C 約定利率 – (基準利率 – 約定利率)×(約定日数 – 預入日数) 預入日数 A、B、Cのうちいずれか低い利率で計算します。 ②預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合には、前記B およびCのうちいずれか低い利率で計算します。 ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預 入した場合に適用される利率を基準として算出した当金庫所定 の利率です。	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の中途解約 利率により計算した利息とともに支払います。(小数点第3位 以下切捨て) ① 6カ月未満 解約日における普通預金利率 ② 6カ月以上1年未満 約定利率×50%
10. 手 数 料		
11. 付加できる特約事項	・この定期預金は自動継続定期預金で取扱います。 ・自動継続定期預金の期日処理は、元利継続扱い、元金継続扱いのいずれでも取扱いします。 ・この定期預金は「総合口座」の担保定期預金に組入することができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率を適用します。)	
12. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
13. 苦情処理措置·紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0178-44-3579)にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
14. その他参考となる べき事項	・募集額260億円、受入は新規および満期金預け替えを対象とします。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	

ご質問・ご相談など、お近くの 〈青い森しんきん〉窓口・渉外担当へ お気軽にお問い合わせ下さい。 ■店 名

■担当者

■電 話